

第5回 串本町役場庁舎建設検討委員会 次第

日 時： 平成 23 年 12 月 21 日(水) 19 時より

場 所： 串本町役場本庁舎 別館 4 階会議室

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 議事 (1) 新庁舎の建設候補地に係る考え方について
4. その他
5. 閉会

新庁舎の建設候補地に係る考え方について

1. 庁舎建設地の選定条件

庁舎の建設地の選定にあたり、『建設計画・設計シリーズ庁舎施設(市ヶ谷出版社)』によりますと、以下のような建設地選定のための条件が列挙されています。

① 住民感情、市町村の歴史

市町村庁舎は、行政区域における中心的な施設であるために、住民にとって感覚的に中心となる場所、行政区域の中心地がふさわしい。

市町村の今後の発展の展望により、シビックセンター(行政核、行政文化核)の形成が期待できるところが好ましい。

② 交通環境、交通事情(交通ネットワーク)の状況

来庁者の利便性や職員の通勤を考え、鉄道の駅やバスターミナルに近いこと、あるいは区域内の主要幹線道路に接していることなどが大切である。自治体内の交通ネットワークに十分配慮する必要がある。原理的には、すべての住民が庁舎に来るのに要する時間の総和が最小であるようにすることである。

③ 敷地周辺の状況(公共公益施設の分布状況)

敷地周辺の土地利用状況および今後の動向を検討する必要がある。

上位行政体の出先機関や公共施設が付近に立地しているかどうか、また、文化施設などが近くにあるかどうか目安になる。周辺に公共公益文化施設がある場合には、施設の集合による相乗効果が期待できる。

④ 景観

都市構造の文脈を読み取り、都市計画的な位置づけを考える。そして、地域の環境に調和するかどうかを検討する必要がある。

⑤ 敷地条件(大きさ、形状、高低差等)

駐車場を確保し、将来の増築に対応できる大きさが好ましい。甚だしく不整形であったり、起伏が大き過ぎないことも重要である。

地質条件や過去の災害状況を調査し、地震・火災・水害等の災害に対する安全性を検討する必要がある。

⑥ 用地費(新規に用地取得の場合)

⑦ 敷地の法的条件(地域指定)

現実には、すべての条件を満たしているケースはまれである。各自治体の事情に応じて、敷地選定上、どの条件を重視するか決まってくる。

以上のことが、建設地の選定を検討するうえで、基準的な条件として示されています。

2. 串本町における諸事情

1) 合併協議における方針等

新庁舎の建設候補地に係る考え方について、第1回庁舎建設検討委員会、議事(2)“串本町役場庁舎建設に係る経緯について”のなかで説明しましたように方針として、串本町古座町合併協議会における協定項目のなかで、「新町の事務所の位置は、当分の間、現串本町役場(串本町串本1800番地)の位置とする。

また、古座町役場(古座町西向359番地)を第2庁舎として有効活用する。将来の新町の事務所の位置については、新庁舎を建設時に、新町において検討するものとする。」と示されています。

次に、新町建設計画においては、以下のとおり位置付けられています。

(新町の主要な施策／安全に暮らせる防災対策の推進／防災拠点の整備)

被災時に町民の命と財産を守り、災害活動の中核管理機能を果たす拠点として、新町移行後しかるべき時期に新庁舎の建設を行います。

(公共施設の整理統合)

新町の役場については合併後しかるべき時期に再整備を行います。同様に、公立病院と消防庁舎及び火葬場についても合併後に統合整備を図ります。施設の統合整備に際しては、南海・東南海地震に備えて、被災時に町民の命と財産を守るために災害活動の中核管理機能を果たす拠点として、住民の利便性を考慮しつつも津波被害を受けない安全な場所に整備するものとします。

2) 現庁舎の立地

本州最南端に位置する串本町は、古くから津波の来襲により大きな被害を受けてきましたが、東日本大震災以降の調査等により、東海・東南海・南海地震に新たな震源域を加えた 4 連動地震の発生が指摘され、4 連動地震が発生した場合、20 メートル近くの大津波が予想されるといわれ、これまでの想定による対策について、抜本的な見直しが求められています。

現庁舎の位置は、本庁舎、分庁舎共に海から近い場所に位置し、海拔は、それぞれ 3m、3.9m と低く、東日本大震災以前の想定においても津波浸水区域内にあり、地震による津波が発生すれば、被害を受ける可能性が高い状況にあります。

庁舎には、災害発生時の活動拠点として、また復旧・復興の拠点となるべく、耐震性・安全性に優れ、防災設備及び防災対策の体制が充実した機能が求められることから、現庁舎の立地に問題があると考えられます。

また、内閣府の中央防災会議において、平成 23 年 4 月 27 日に設置されました“東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会”で、平成 23 年 9 月 28 日にまとめられた報告のなかで、今後の地震・津波対策の方向性として、津波被害を軽減するための対策の 1 つに、『地震・津波に強いまちづくり』として、このなかで、「最大クラスの津波が発生した場合においても、行政・社会機能を維持するために、行政関連施設、避難場所、高齢者等災害時要援護者に関わる福祉施設や病院等については、津波による浸水リスクがないか、又はできるだけ浸水リスクが少ない場所に建設するべきである。」と示されています。

したがって、庁舎の建設地の選定にあたりまして、住民の利便性など、各選定条件を考慮していく必要がありますが、串本町の諸事情を踏まえ、また、町内官公署等の移転に係る動向等からも、新庁舎の建設地については、住民の利便性を考慮しつつも、津波被害を受けない高台といった安全な場所を考える必要があります。